

第 1 1 回入善町農業委員会議事録

平成30年 6 月 4 日午後 1 時00分から第11回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1 番 五十里 章	2 番 米澤 一 博	3 番 中島 茂 樹	4 番 高澤 清 晶
5 番 島瀬 康 一	6 番 塚 田 周 一	7 番 城 崎 久 満	9 番 米 山 義 隆
10番 鍋 嶋 太 郎	11番 上 島 幸 夫	12番 谷 口 和 子	13番 米 田 喜代美
14番 山 崎 林太郎	15番 愛 場 義 豊	17番 酒 井 良 博	

欠席委員 3名

8 番 松 原 二美榮	16番 田 中 吉 春	18番 長 原 均
-------------	-------------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小 堀 勇
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳 子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲 也
入善町農業委員会	主 事	浦 田 佳 明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第39号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第40号 農地法第 5 条の規定による意見進達について
日程第 5	議案第41号 入善町農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。天気もかなり暑くなってきました。

さて、先月29、30日に都内で行われた全国農業委員会会長大会に参加して来ました。その29日に県内の国会議員の方に要請書を持っていき、説明を行いました。県内では、鳥獣被害の要請が一番多かったのですが、入善町の要請として多面的機能支払交付金のことを要請しました。その内容として、今後は農家のみならず、住民参加型の支払いにしてもらいたいということをお話してきました。このあと、11月にも全国農業委員会会長大会が行われるので、その場でも引き続き説明をして参りたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第11回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第 1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日 1 日限りとし、日程は第 1 より第 5 の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番島瀬委員と6番塚田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は青木〇〇番、〇〇番の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は合計3,023㎡です。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇が農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は事務所から自動車で2分であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、255,170㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に

は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は福島〇〇番〇〇、福島〇〇番の2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は計1,798㎡です。

譲渡人は入善町小杉〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町福島〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人は農業経営を拡大するため、譲受人の住居地に近い農地を譲り受けることとなったことから、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で1分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年160日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,624㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、城崎委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は舟見〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は46㎡です。

譲渡人は入善町舟見〇〇番地〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が仲間田の一部として耕作しておりましたが、所有権を移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は自動車でも5分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が35年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、15,021㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上、3件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

申請番号1番は、事務局の説明の通りであり、問題ありません。

城崎委員

申請番号2番は、双方合意の上での売買ということで問題ないと思います。

愛場委員

申請番号3番についても、事務局の説明の通りで、譲渡人が相続により農地を取得しましたが、耕作の意志がなく、譲受人に売り渡したいというで双方の合意も得ていることから、問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第40号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第40号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇番〇〇の計1筆。台帳地目、現況地目はともに田で、面積は98㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「車庫敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、申請地の北側にある「青木南台団地」に住んでおり、住宅を建築した際に、将来の自家用車の台数を想定せず建築しました。

現在は4人家族で、それぞれが自動車を所有しています。

住宅から近い場所で車庫を建てたいと考え、平成6年頃、農地法の許可を得ずして、申請地に建築したため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請地は、面積98㎡と、車庫を建築するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「車庫敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる。

申請地は平成30年6月28日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町青木〇〇番〇〇の計1筆。台帳地目、現況地目はともに田で、面積は331㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上飯野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在町内のアパートに妻と子どもの3人で生活しています。

子どもが今年1月に生まれ、妻は現在育児休暇中であるが、仕事に復帰する予定であるため、その際には実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、また将来的に親の面倒を見る必要があることから、実家に近い申請地を譲り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、331㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種

農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。
申請地は平成30年6月28日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番。申請地は入善町下飯野〇〇番〇〇の計1筆。台帳地目、現況地目はともに田で、面積は1,119㎡です。譲渡人は入善町下飯野〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長笹島春人です。転用目的は「工場立地用地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人が「入善町」となっていますが、これは、町内企業の経営規模拡大等を支援するために、町が工場立地用地をあっせんするため、譲受人が「入善町」になっています。

実際の事業者については、「〇〇」であり、緑地として利用する計画となっています。

この申請の実際の事業者である〇〇は、入善産のお米や水を使ったパックごはんを製造販売している企業です。

少子高齢化や核家族化、及び海外への輸出によるパックごはんの需要の増加、また、保存食としても注目を浴びるようになったことから、需要の増加に応え増産体制を強化するため、工場敷地の拡張が必要となり、平成28年11月に拡張部分につきまして転用許可を得ました。

その転用許可の場所に、平成31年5月には新工場の稼働が予定されており、平成30年中には社員が増加の予定であることから、福利厚生の上昇及び社員の災害時の緊急避難場所として緑地を確保する必要がありますため、今回の申請となりました。

申請地は、〇〇の既存敷地の南側で、平曾川と県道、既存の敷地とに囲まれた一団の農地であるため、周囲の農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、また、雨水の排水については、自然浸透させる計画となっています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「工場立地用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の敷地の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るもの)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成30年6月28日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は入善町栲山〇〇番〇〇の計1筆。台帳地目、現況地目はともに田で、面積は500㎡です。譲渡人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在町内のアパートに4人で生活しています。

子供の成長に伴い、手狭になってきたこと、また夫婦共働きのため、両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家近くの申請地を祖父から借り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、カーポート、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農

地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成29年11月2日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

申請番号1、2番は、事務局の説明の通りであり、宅地にも隣接していることから、問題ないと判断し、確認印を押しました。

塚田委員

申請番号3番ですが、町のあっせん事業により、〇〇の新たな工場立地用地が必要になったための申請です。事務局の説明の通りであり、周囲の影響もないことから問題ないと考えます。

鍋嶋会長

申請番号4番ですが、申請地と既存宅地の間には水路がありますが、土地改良区と協議中ということで、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第40号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第41号、入善町農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第41号、入善町農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、農林水産省経

営局長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日27経営第2933号）に基づき、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求めます。平成30年6月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを毎年度6月30日までに公表することになっています。

まずは、点検・評価について、説明させていただきます。

それでは、内容の変更点について簡単ではありますが、まず平成29年度の活動の点検・評価（案）から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。農家・農地の概要ですが、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。農業委員会の現在の体制ですが、旧制度・新制度に基づく委員会として、それぞれの委員数を記載しております。

次に7ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積実績は2,253.3haで、目標に対する達成状況は、101.3%でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標値は妥当であることから、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしました。また、活動に対しての評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

次に8ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。平成29年度には、新規参入者はなく、その実績及び評価としては、就農意欲ある者に対して、研修等の情報提供ができたことから、今後とも支援活動を進めていくことを必要としております。

次に9ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。実績については、計画時と変わらず、0.4haで、達成状況は0haです。活動の実績については、概ね計画どおりでした。その評価としては、目標を達成できなかったが、今後とも粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

次に10ページ、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は0haで、計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動することができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

次に11ページ、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、3月までの数字で、1年間の処理件数は21件であり、農地転用に関する処理件数は、28件でした。

12ページの農地所有適格法人からの報告への対応では、ご覧のような報告数になりました。

続きまして、「4 情報の提供等」についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は1,848件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は1,643件、農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,927haでありました。

「Ⅶ地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。

「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表しています。農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

以上が、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

次に、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。14ページからご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

この値は平成29年度の「農業委員会の状況」（6ページ）と同様の値を記載しております。

次に、15ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。まず、現状及び課題です。平成30年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,703.8haで、集積面積は2,253.3ha、集積率は60.8%

です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、集積面積が100haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図りたいと考えております。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動を随時行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。また、農業委員と担い手との懇親会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

続きまして、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

現状及び課題としては、直近3ヶ年の新規参入者はいませんでした。課題としては、新規就農の初期投資の負担が重く、資金及び農地の確保が難しいといったことから、様々な融資や補助制度の周知、研修会等への参加を促し、就農者対策の強化が必要です。

平成30年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体、面積が4.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を行います。

次に、16ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置」についてです。

現状及び課題については、平成30年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,704.2haで、遊休農地面積は0.4ha、割合にして0.01%です。課題としては、入善町に1筆だけ残った遊休農地は、なかなか解消に至らない案件であるため、実現可能な解消策の検討を推進する必要があります。

そこで、平成30年度の目標及び活動計画については、目標案が、遊休農地の解消面積0.4haで、目標設定の考え方は、耕作放棄地0haの町の実現を目指して目標を設定しました。

活動計画としては、ご覧の通りになります。

最後に、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。

現状及び課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、違反転用の発生防止に向けた取組としては、9月ごろに農業委員会後の一斉パトロールや実施農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施する計画です。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年で行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。

よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 41 号、入善町農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に、平成31年度農林関係税制改正に関する要望があると思いますが、農業経営基盤強化準備金に伴う課税の特例及び農地中間管理機構へ貸し付けた場合の農地の保有に係る課税の軽減措置について富山県農業会議に要望する予定ですが、よろしいでしょうか。また、平成30年度全国農業図書普及推進に関する資料と農業者年席制度と加入推進及び耕作放棄地解消活動事例集という冊子もお手元にあると思いますが、ご一読していただくようお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第11回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、7月3日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後1時56分）